

# 福祉サービス第三者評価結果

## ①第三者評価機関名

名称	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
調査実施日	令和4年1月31日・3月7日・3月15日

## ②事業者情報

名称	幼保連携型認定こども園 めだかのこころ	種別	保育所
代表者氏名	園長 三好 美穂	定員	120名
所在地	徳島市新浜本町2丁目2-23		

## ③総評

### ◇特に評価の高い点

#### 意欲的な教育・保育の質の向上に向けた取り組み

園では、教育・保育の質の向上に向けて、組織的な取り組みを実施している。定期的に、社会福祉事業全体の動向や地域の情報等を踏まえた分析を行い、人事・財務・労務等に関する課題や問題点等を明確化し、評価・分析を行っている。組織のなかに、8つの職務分野（キャリアパス担当、リクレーター担当、環境担当、安全担当、保健・衛生・美化担当、食育担当、鼓笛隊担当、健康経営担当）を設置し、担当職員を定めることで、各分野における課題の解決・改善に取り組んでいる。各分野における取り組み内容や協議・検討した事項は、事業計画部門で集約を行い、次年度の計画策定に活かすなど、PDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に向けた体制を整備している。また、第三者評価の受審に向けて、新たな体制を組織上に位置づけている。評価基準にもとづいて、全職員が自己評価を行うとともに、収集した評価結果にもとづいて、目標管理制度の導入や保育実践の振り返り等を実施し、さらなる質の向上・改善活動を実施している。よりよい教育・保育の提供に向けて、サービスの質の向上に意欲的に取り組んでいることは、評価できる。

#### 職員の働きやすい職場環境づくりへの取り組み

園では、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みにより、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。理念・基本方針等にもとづく“期待する職員像”を明確化するとともに、採用・配置・異動・昇進・昇格等の人事基準も明確化し、職員に周知を図っている。職員一人ひとりの育成に向けて、目標管理制度やキャリアパスシステムの導入、園内外の教育・研修への参加を推奨するなどの取り組みにより、職員が自ら将来の姿を描くことができるような体制整備を実施している。登降園の確認や会計処理等の業務にICTを活用したり、ノーコンタクトタイムを設けたりして、業務の効率化を進めている。また、生活・健康面における福利厚生を充実することで、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮している。質の高いサービスの提供に向けて、職場環境の整備に取り組んでいることは、評価できる。

#### 子どもを主体とした全体的な計画の作成と環境の整備

園では、理念・基本方針にもとづいた、全体的な計画を作成している。計画には、保育の考え方の中心となる教育・保育理念を示すとともに、6つの教育・保育方針を掲げている。子どもの年齢ごとに教育・保育目標を定めつつ、園における特色のある教育と保育（多元的知的能力を育む教育、保幼小中一環継続教育、異年齢保育の導入、絵本・音楽・身体を通じた表現活動）、主な行事、教育・保育時間等を記載するなど、計画的に保育に取り組むことができるようにしている。主な教育・保育の内容以外にも、健康・安全に向けた取り組みや子育て支援、職員の資質向上、小学校との連携、カリキュラムマネジメントと評価、保育計画についても記載し、実効性の高い内容となっている。園内の環境は、全体的な計画にそって、子どもが主体的に過ごすことのできる物的・時間的・空間的環境を整備している。園の取り組みの基盤となる全体的な計画の策定と、計画にもとづく子どもが主体的に過ごすことのできる環境の整備に取り組んでいることは、評価できる。

### ◇改善を求められる点

#### 理念・基本方針にもとづく経営課題の改善に向けた中・長期計画の策定

園では、保育を必要とする子どもに対して園が果たすべき役割を示した理念・基本方針を掲げている。理念等の実現に向けて、経営環境や経営状況の把握・分析にともなう、10か年の中長期事業計画を策定している。計画には、3つの目標や目標達成に向けた園の取り組みを記載するなど、理念等の実現のために目指すべき方向性を示している。しかし、課題・問題点等の解決に向けて、具体的な成果等を示すまでにはいたっていない。今後は、10か年の計画をもとに、中期的な計画を策定するなど、経営課題や問題点等の解決・改善に向けた具体的な取り組みにより、実施状況の評価を行える内容とすることに期待したい。

#### 標準的な教育・保育の実施方法の周知に向けた取り組み

保育の標準的な実施方法を文書化することは、画一化とは異なり、保育を提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、職員の違いによる保育水準・内容等の差異をなくし、一定の水準・内容を保った取り組みを行うために必要となる。園では、現在、教育・保育の標準的な実施方法について記載した“保育・教育マニュアル集”を作成している。今後は、マニュアルの作成を進めるとともに、子どもの状況や園を取り巻く社会福祉状況等を踏まえながら、マニュアルを見直す仕組みづくりが望まれる。また、作成・見直しに当たり、子どもの尊重・人権、プライバシーなどに関わる姿勢を明示し、職員に周知を図ることに期待したい。

④福祉サービス第三者評価結果に対する事業者のコメント

まず、保護者のみなさまには第三者評価保護者アンケートにご協力をいただきありがとうございました。  
こども園の保育・教育、また施設運営について、原点（第三者の要求事項）を知ったうえで質改善を行いたいとの思いから第三者評価受審にいたしました。事前に立ち上げたプロジェクトの中で職員全員が自己評価し、準備として様々な見直しをし、受審・評価をいただくことで、職員全員が良い点や改善点を見直す良い機会となり、さらにこれから取り組むべき課題を明確化できたことがとても良かったと考えています。

園児、保護者、さらに職員が安心して楽しく生活ができるよう、すぐに取り組むことができること、意見交換をしながら時間をかけてでも検討していくこと、今に満足することなくさらに伸ばしていくこと等、職員一同一丸となって取り組んでいこうと思います。

最後に、徳島県社会福祉協議会ご担当の皆様には、第三者評価受審にあたりさまざまな配慮と丁寧なヒアリングや書類確認をいただきました。そのうえで貴重なご意見をいただき、保育・教育また施設運営の大きなヒントとなったと考えています。  
めだかのこころは、これからも地域一番店をめざし、保育・教育の質の向上に向けて、園づくりをしていきます。

⑤評価細目の福祉サービス第三者評価結果(別添)